

## 役員及び評議員等に対する報酬等支給基準規程

### (総則)

第1条 この規程は、一般財団法人日本食生活協会（以下「協会」という。）定款第12条第1項及び第25条の規定に基づき理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）及び顧問に対する報酬についての必要な事項を定める。

### (支給対象)

第2条 役員報酬は、定款第19条に規定する役員のうち、この法人に勤務する理事に支給する。

### (支給金額)

第3条 前条で定める者に対する報酬金額は、別表1に掲げる俸給表に基づき決定する。

2. 別表1の俸給表を改訂する場合は、評議員会で決定する。

### (支給方法)

第4条 前条で決定された金額の支給方法は、職員給与規程を準用する。

### (賞与)

第5条 役員等には、賞与は支給しない。

### (役員退職慰労金)

第6条 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給することができる。

### (役員退職慰労金の支給金額)

第7条 前条で定める者に対する退職慰労金は、以下の計算式により算出する。

退職時の報酬月額×役員在任年数割合×功績倍率

(1) 役員在任年数割合とは、職員退職手当支給規程第4条に規定する割合をいう。

(2) 功績倍率とは、原則として1.0を下限とし、2.0を上限に、役員在任中の功績を考慮して0.1毎に決定する。但し功績顕著と認められる場合に限り功績倍率の上限を3.0とすることができる。

(役員退職金慰労金の支給方法)

第8条 前条で決定された金額の支給方法は、職員退職手当支給規程を準用する。

(理事会及び評議員会出席謝金)

第9条 理事会及び評議員会に出席した役員等(常勤役員を除く)及び顧問には、出席謝金を支給する。

(支給金額)

第10条 出席謝金の金額は、次の通り支給する。

(1) 理事会及び評議員会に出席した役員等及び顧問

一人当たり源泉所得税徴収後 10,000 円

(2) 年度末監査を行った監事

一人当たり源泉所得税徴収後 10,000 円

(支給方法)

第11条 前条で決定された金額は、開催の都度現金で支給する。

(規定の変更)

第12条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附則

1. この規定は、協会が一般財団法人への移行の登記をした日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、平成30年6月18日より実施する。

**別表 1**

常勤役員俸給表（単位：円）

号	月 額	年 額
1	100,000	1,200,000
2	150,000	1,800,000
3	200,000	2,400,000
4	250,000	3,000,000
5	300,000	3,600,000
6	350,000	4,200,000
7	38,0000	4,560,000
8	400,000	4,800,000
9	420,000	5,040,000
1 0	440,000	5,280,000
1 1	460,000	5,520,000
1 2	480,000	5,760,000
1 3	500,000	6,000,000
1 4	525,000	6,300,000
1 5	550,000	6,600,000
1 6	575,000	6,900,000
1 7	600,000	7,200,000
1 8	624,000	7,488,000
1 9	648,000	7,776,000
2 0	672,000	8,064,000
2 1	696,000	8,352,000
2 2	720,000	8,640,000